

福山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）5月29日

福山市監査委員	近	藤	洋	児
福山市監査委員	山	下		清
福山市監査委員	中	安	加	代子
福山市監査委員	西	本		章

## 2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 環境部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>廃棄物対策課</p> <p>使用済小型家電ほか資源物売買契約について</p> <p>当該業務は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき収集した使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という。）及びペットボトルリサイクルの普及を図るため市役所本庁舎から排出する廃ペットボトルを売却するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、使用済小型家電売買契約にあつては、市内に引受施設がある唯一の認定事業者である業者と、廃ペットボトル売買契約にあつては、見積り合わせによる随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>予定価格の設定に当たっては、消費税等の取扱いに留意し、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年度（令和元年度）の福山市使用済小型家電売買契約については、予定価格（買取単価）を消費税等を含めた金額とした。また、見積書を2019年（平成31年）3月25日付けで收受し、同年4月1日に契約を締結した。</p>

## 2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>人権・生涯学習課</p> <p>人権交流センターの管理について</p> <p>当該業務は、福山市人権交流センター条例に基づき、人権交流センターが実施する事業の一部を、委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、応募者から提出された企画提案書等を審査し、選定した者と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>履行確認に当たっては、福山市契約規則に基づき、検査調書の作成を行うなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>委託の履行確認については、福山市契約規則に基づき、2019年（平成31年）3月31日に業務完了通知書を受け、適正に履行されていることを確認した上で、検査調書を作成した。</p>